

事務所通信

平成23年新春号

新年、あけましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしく願いいたします。

平成23年度税制改正大綱が、昨年12月16日に発表されました。民主党政権になってから2回目の税制改正大綱です。

法人税率の引き下げに伴い、いろいろなところで課税強化となっております。

さっそく、平成23年度税制改正大綱の主なものについて見ていただきたいと思います。

1. 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられます。平成24年分以後の所得税から適用になります。

2. 役員給与に係る給与所得控除の見直し

役員給与に係る給与所得控除額が見直されます。平成24年分以後の所得税から適用になります。

- ① 役員給与の収入金額が2,000万円の場合の給与所得控除額は、245万円となります。
- ② 役員給与の収入金額が2,500万円を超え3,500万円以下の場合の給与所得控除額は、185万円となります。
- ③ 役員給与の収入金額が4,000万円を超える場合の給与所得控除額は、125万円となります。

3. 役員退職手当の課税方法の見直し

役員退職手当の課税のうち、役員として勤続年数が5年以下の者について、課税強化されます。平成24年分以後の所得税から適用になります。

現行： (役員退職手当の金額－退職所得控除額) × 1 / 2

改正： (役員退職手当の金額－退職所得控除額)

今回の改正の役員給与、役員退職手当の「役員」とは、株式会社の役員のほかに、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員も、役員に含まれることとなっています。

4. 法人税率の引き下げ

まず、法人税の税率が、引き下げられます。平成23年4月1日以後開始の決算から適用になります。

現行： 30%
改正： 25.5%

資本金が1億円以下である法人の、年800万円以下の部分の法人税率も、引き下げられます。平成23年4月1日以後開始の決算から適用になります。

現行： 18%
改正： 15%

5. 減価償却制度について

減価償却制度について、定率法の償却率が変更になります。平成23年4月1日以後に取得するものから適用になります。

現行： 定額法償却率の2.5倍
改正： 定額法償却率の2.0倍

この改正により、例えば耐用年数10年の設備を取得して業務に使った場合、1年目に取得価額の25%を償却できますが、今後は20%の償却しかできないこととなります。

6. 欠損金（税務上の赤字）の繰越控除について

欠損金（税務上の赤字）の繰越控除は、企業がある決算期に計上した赤字を翌期以降に繰り越して、黒字と相殺できる制度です。

今回、

- ① 控除限度額
- ② 赤字の繰り越せる期間

について改正となります。平成23年4月1日以後開始の決算から適用になります。

- ① 控除限度額

現行： 繰越控除をする決算期の繰越控除前の所得の100%

改正： 資本金1億円を超える青色申告法人については、繰越控除をする決算期の繰越控除前の所得の80%

② 赤字の繰り越せる期間

現行： 7年

改正： 9年

資本金が1億円以下の青色申告法人は、これまでどおり黒字をすべて相殺できる制度が継続されます。

7. 雇用促進税制について

青色申告法人、青色申告の個人事業者が、所定の条件の下に、従業員を増やした場合には、その増やした従業員につき、一人あたり原則として20万円を、個人の所得税、または法人の法人税から控除できる制度が新設されます。

ただし、当年の所得税、当期の法人税の10%（中小企業は20%）が控除限度額とされます。

【主な条件】

1. 公共職業安定所に雇用促進計画の届出を行うこと。
2. 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する決算期に、前期末と比較して、雇用保険一般被保険者が10%以上、かつ、5人以上（中小企業では2人以上）増加したことの公共職業安定所の確認を受けたこと。

青色申告法人には、法人税だけでなく、法人住民税からもその増やした従業員につき、一人あたり原則として20万円を控除できる制度があわせて新設されます。

8. 消費税の事業者免税制度の課税強化

消費税の事業者免税制度について、課税強化となります。

この改正は、その年または、その事業年度が、平成24年10月1日以後に開始するものについて適用されます。

現行： 個人事業者の前々年または、法人の前々期の課税売上高が1,000万円以上になると、消費税の申告納付が必要となります。

改正： 個人事業者は、前年の1月から6月までの課税売上高が1,000万円を超える場合には、消費税の申告納付が必要となります。

また、法人は、前期の期首から6ヶ月間の課税売上高が1,000万円を超える場合には、消費税の申告納付が必要となります。

個人企業のお客様。関連会社の設立をご検討されているお客様。

この改正により、消費税の納付を最大2年間（正確には最大1年11ヶ月間）免税とするためには、平成23年9月までに、会社を設立する必要があります。

9. 相続税の課税強化

相続税が課税強化となります。平成23年4月1日からの相続に適用になります。

① 相続税の基礎控除が引き下げられます。

現行： $5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

改正： $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

② 死亡保険金の非課税枠が縮小されます。

現行： $500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

改正： $500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人のうち未成年者・障害者・同居人の数}$

③ 税率がアップされます。

現行： 2億円超3億円以下の部分が40%

改正： 2億円超3億円以下の部分が45%

現行： 6億円超の部分が50%

改正： 6億円超の部分が55%